

(新旧対照表)

改正後	改正前
<p data-bbox="412 256 853 284">鳥取県居宅介護職員初任者研修等実施要綱</p> <p data-bbox="154 349 367 376">第1条～第3条 略</p> <p data-bbox="170 442 376 469">(研修カリキュラム)</p> <p data-bbox="154 488 275 515">第4条 略</p> <p data-bbox="159 534 698 561">2 各課程の目的及び時間数は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="176 580 297 608">一～六 略</p> <p data-bbox="183 627 1111 791">七 同行援護一般課程（<u>2.8</u>時間） 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。</p> <p data-bbox="183 810 1111 884">八 同行援護応用課程（<u>6</u>時間） <u>サービス提供責任者としての知識及び技術</u>を習得することを目的として行うこととする。</p> <p data-bbox="176 903 322 930">九～十四 略</p> <p data-bbox="154 1040 275 1067">第5条 略</p> <p data-bbox="170 1133 284 1160">(研修期間)</p> <p data-bbox="154 1179 367 1206">第6条 1～6 略</p> <p data-bbox="159 1225 1111 1345">7 同行援護一般課程については、原則として<u>3</u>月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、<u>5</u>月の範囲内で修了するものとする。</p> <p data-bbox="159 1364 275 1391">8～14 略</p>	<p data-bbox="1391 256 1832 284">鳥取県居宅介護職員初任者研修等実施要綱</p> <p data-bbox="1133 349 1346 376">第1条～第3条 略</p> <p data-bbox="1149 442 1355 469">(研修カリキュラム)</p> <p data-bbox="1133 488 1254 515">第4条 略</p> <p data-bbox="1137 534 1677 561">2 各課程の目的及び時間数は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1155 580 1276 608">一～六 略</p> <p data-bbox="1162 627 2089 791">七 同行援護一般課程（<u>2.0</u>時間） 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する<u>一般的な</u>知識及び技術を習得することを目的として行うこととする。</p> <p data-bbox="1162 810 2089 930">八 同行援護応用課程（<u>1.2</u>時間） <u>一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障がい及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等</u>を習得することを目的として行うこととする。</p> <p data-bbox="1155 949 1301 976">九～十四 略</p> <p data-bbox="1133 1040 1254 1067">第5条 略</p> <p data-bbox="1149 1133 1263 1160">(研修期間)</p> <p data-bbox="1133 1179 1346 1206">第6条 1～6 略</p> <p data-bbox="1137 1225 2089 1345">7 同行援護一般課程については、原則として<u>2</u>月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと知事が認めた場合については、<u>4</u>月の範囲内で修了するものとする。</p> <p data-bbox="1137 1364 1254 1391">8～14 略</p>

第7条～第11条 略

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月26日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年3月31日から施行する。

ただし、令和3年3月31日までは、別紙1記載「行動障がい支援課程」「行動援護課程」

第7条～第11条 略

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月26日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年3月31日から施行する。

ただし、令和3年3月31日までは、別紙1記載「行動障がい支援課程」「行動援護課程」

「強度行動基礎課程」「強度行動実践課程」の研修カリキュラムについて、改正前のカリキュラムの内容以上の研修を修了すれば当該研修の課程を修了したとみなす。

附 則

この改正は、令和7年2月12日から施行する。

ただし、令和7年3月31日までは、別紙1記載「同行援護一般課程」「同行援護応用課程」の研修カリキュラムについて、改正前のカリキュラムの内容以上の研修を修了すれば当該研修の課程を修了したとみなす。

別 紙 1

居宅介護職員初任者研修等事業カリキュラム

1～6 略

7 同行援護一般課程	合計	2.8時間
(1) 講義	計	8.5時間
ア 外出保障	1時間	
イ 視覚障がいの理解と疾病①	1時間	
ウ 視覚障がいの理解と疾病②	0.5時間	
エ 視覚障害者（児）の心理	1時間	
オ 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5時間	
カ 同行援護の制度	1時間	
キ 同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5時間	
(2) 講義・演習	計	3.5時間
ア 情報提供	2時間	
イ 代筆・代読①	1時間	
ウ 代筆・代読②	0.5時間	

「強度行動基礎課程」「強度行動実践課程」の研修カリキュラムについて、改正前のカリキュラムの内容以上の研修を修了すれば当該研修の課程を修了したとみなす。

別 紙 1

居宅介護職員初任者研修等事業カリキュラム

1～6 略

7 同行援護一般課程	合計	2.0時間
(1) 講義	計	1.2時間
ア 視覚障害者（児）福祉サービス	1時間	
イ 同行援護の制度と従業者の業務	2時間	
ウ 障がい・疾病の理解①	2時間	
エ 障害者（児）の心理①	1時間	
オ 情報支援と情報提供	2時間	
カ 代筆・代読の基礎知識	2時間	
キ 同行援護の基礎知識	2時間	
(2) 演習	計	8時間
ア 基本技能	4時間	
イ 応用技能	4時間	

<p><u>(3) 演習</u> <u>計 16時間</u></p> <p>ア <u>誘導の基本技術①</u> <u>4時間</u></p> <p>イ <u>誘導の基本技術②</u> <u>3時間</u></p> <p>ウ <u>誘導の応用技術（場面別・街歩き）①</u> <u>4時間</u></p> <p>エ <u>誘導の応用技術（場面別・街歩き）②</u> <u>1時間</u></p> <p>オ <u>交通機関の利用</u> <u>4時間</u></p> <p>8 同行援護応用課程 合計 6時間</p> <p>(1) <u>講義</u> <u>計 6時間</u></p> <p>ア <u>サービス提供責任者の業務</u> <u>1時間</u></p> <p>イ <u>様々な利用者への対応</u> <u>1時間</u></p> <p>ウ <u>個別支援計画と他機関との連携</u> <u>1時間</u></p> <p>エ <u>業務上のリスクマネジメント</u> <u>1時間</u></p> <p>オ <u>従業者研修の実施</u> <u>1時間</u></p> <p>カ <u>同行援護の実務上の留意点</u> <u>1時間</u></p> <p>9～14 略</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">居宅介護職員初任者研修の免除科目及び時間</p> <p>1～11 略</p> <p><u>12 視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が、同行援護一般課程を受講する場合</u></p> <p><u>(1) 講義</u></p> <p>・ <u>視覚障がい</u>の理解と疾病②</p>	<p>8 同行援護応用課程 合計 12時間</p> <p>(1) <u>講義</u> <u>計 2時間</u></p> <p>ア <u>障がい・疾病の理解②</u> <u>1時間</u></p> <p>イ <u>障害者（児）の心理②</u> <u>1時間</u></p> <p><u>(2) 演習</u> <u>計 10時間</u></p> <p>ア <u>場面別基本技能</u> <u>3時間</u></p> <p>イ <u>場面別応用技能</u> <u>3時間</u></p> <p>ウ <u>交通機関の利用</u> <u>4時間</u></p> <p>9～14 略</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">居宅介護職員初任者研修の免除科目及び時間</p> <p>1～11 略</p>
--	--

・視覚障害者（児）福祉の制度とサービス

・同行援護従業者の実際と職業倫理

(2) 講義・演習

・代筆・代読②

・誘導の基本技術②

・誘導の応用技術（場面別・街歩き）②